以下に留意し、

全権委員会議の決議第174（2010年グアダラハラ）が、気候変動の監視と観察、自然資源の管理及び自然災害の危険性低減におけるICTの、特に開発途上国にとっての重要性を強調していること。

以下を決議し、

WRC-15が、ITU-Rの研究結果を考慮し、9300-9900MHzの周波数帯のEESS（能動）への現在の世界的な分配を8700-9300MHz及び／又は9900-10500MHzの周波数帯の中で適宜一次的基礎及び/又は二次的基礎で最大600MHz拡大する可能性を、既存業務の保護確保と9000から9300MHzの周波数帯に分配された安全業務とに十分考慮しつつ検討すること。

以下をITU-Rに要請し、

WRC-15に間に合うように以下につき両立性の研究を行い完了すること。

－　第5.476A号による規制を考慮しつつ、既存業務の保護を保証するために、8700-9300MHz及び9900-10500MHzの周波数帯におけるEESS（能動）と既存業務

－　8700-9300MHzの周波数帯でEESS（能動）を運用している局から、8400-8500MHzの周波数帯で運用しているSRSの局への不要ふく射

－　9900-10500MHzの周波数帯でEESS（能動）を運用している局から、10.6-10.7GHzの周波数帯で運用しているRAS、SRS（受動）及びEESS（受動）の局への不要ふく射

以下を事務総局長に指示する。

本決議に対するICAO及びIMOの注意を喚起すること。

追　　決議第652（WRC-12）　410-420MHzの周波数帯のSRS（宇宙から宇宙）による使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　第5.268号に従い、410-420MHzの周波数帯は、固定、移動（航空移動を除く。）及び宇宙研究（宇宙から宇宙）業務に一次的基礎で分配されていること。

b)　第5.268号が、SRS（宇宙から宇宙）の運用を周回有人宇宙船から5km以内に制限していること。

c)　更に第5.268号が、410-420MHzの周波数帯をEVA用SRS（宇宙から宇宙）に特定していること。

以下を認め、

a)　ISSのような周回有人宇宙船に接近する宇宙船の近距離活動へ410-420MHzの周波数帯を使用することは、この周波数帯の伝搬及び物理特性が、ISSの高度な多経路環境下においても、遜色のないサービスの提供を可能とするので、有利であること。

b)　ISS又は他の周回有人宇宙船の近くで活動又は接近する宇宙船は、有人であれ無人であれ、安全な活動やドッキング操作を保証するため、5km超離れたところからの通信を行う必要があること。

c)　第5.268号に盛り込まれたpfd制限は、SRSにおける宇宙一宇宙通信からの距離又はその発信源に関わらず固定及び移動業務の地上局の保護を保証すること。

以下を更に認め、

a)　周回有人宇宙船を運用している主管庁が、安全な運用を確保するため、有人宇宙船上及びその近傍での周波数の利用について慎重に調整を行っていること。

b)　EVAは、来訪する宇宙船が接近している場合やドッキング作業中は同時には運用されないこと。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

1　周回有人宇宙船と近傍で通信しているSRS（宇宙から宇宙）システム並びに410-420MHzの周波数帯の固定及び移動（航空移動を除く。）業務のシステムとの間での共用について研究を行うこと。

2　分配された帯域の現在の使われ方を考慮しつつ、WRC-15の作業に必要な技術的根拠を適切な時点で提供すべく、緊急の課題として研究を完了させること。

以下をWRC-15に要請することを決議し、

1　ITU-Rの研究結果を考慮に入れつつ、現行pfd制限を変えることなく5kmの距離制限を廃止又は緩和することを視野に、第5.268号を見直すこと。

2　船外活動以外に、SRS（宇宙から宇宙）システムによる410-420MHzの周波数帯のより一般的な利用を可能にするように、第5.268号を見直すこと。

以下を主管庁に要請し、

ITU-Rに寄与文書を提出することにより研究に積極的に参加すること。

以下を事務総局長に指示する。

本決議に対するSFCG並びに他の関連の国際及び地域機関の注意を喚起すること。

追　　決議第653（WRC-12）　UTCの時刻系の今後

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　UTCの時刻系を維持するための手順がITU-R勧告TF.460-6において定められていること。

b)　世界のほとんどの国において、UTCが時間管理の法的根拠となっており、他の多くの国では事実上基準となっている時刻系が使われていること。

c)　ITU-R勧告TF.460-6が、全ての標準周波数と時報の発射は可能な限りUTCに準拠するものとしていること。

d)　ITU-R勧告TF.460-6において、UT1とUTCの差が0.9秒以上とならないように、臨時にUTCにうるう秒を挿入するための手順が定められていること。

e)　UTCへの不定期なうるう秒の挿入は、正確な計時に依存するシステムやアプリケーションに問題を引き起こす可能性があること。

以下を認め、

a)　宇宙活動、全地球的航法衛星システム、計測学、電気通信、ネットワークの同期及び電力供給に関わる幾つかの機関が連続時刻系を要望したこと。

b)　現地時刻と他の専用システムにおいては、かつてGMTとして知られた本初子午線における平均太陽時のような、地球の自転に基づいて測定された時刻系が必要であること。

c)　参照時刻系の変更は、運用上のひいては経済的な影響を及ぼす可能性があること。

以下に留意し、

a)　ITU-R勧告TF.460-6に定義されているとおり、第1.14号がUTCを秒（国際単位系）を